

新宿区ワンルームマンション等の建築及び管理に関する条例の改正骨子（案）

1. 改正の経緯

新宿区では、平成16年4月に新宿区ワンルームマンション等の建築及び管理に関する条例（以下「条例」という。）を施行し、ワンルームマンション等の建築に起因する紛争の防止を図るとともに、区民の円滑な近隣関係の維持と良好な住環境の形成に努めてきました。

条例の対象は、地階を除く階数3以上で、ワンルーム形式の住戸（専用面積が30㎡未満の住戸等をいう。）を10戸以上有する共同住宅、寮、寄宿舍及び長屋としていますが、近年、この対象とならないワンルームマンション等の建設が増加し、近隣住民から不安の声や相談が寄せられています。

また、宅配ドライバーやマンション管理人の担い手不足等の社会問題に対応していくため、建築及び管理に関する基準を見直していく必要があります。

このため、条例対象の拡大により、建築計画の周知等を促し近隣とのトラブル防止を図るとともに、社会経済情勢の変化に対応して建築及び管理に関する基準を見直すことで、持続可能な住環境の形成を推進していきます。

2. 改正案の概要

(1) 条例の対象

ワンルームマンション等の定義を下表のとおり改正し、条例の対象を拡大します。

改正案	現行
階数が3以上の共同住宅、寮、寄宿舍及び長屋（以下「共同住宅等」という。）で、 <u>次のいずれかに該当するもの。</u> <u>ア ワンルーム形式の住戸が10戸以上の共同住宅等</u> <u>イ ワンルーム形式の住戸が総住戸の1/3以上（1未満の端数がある場合は、これを切り上げた数）の共同住宅等（ただし、階数が3の共同住宅等は総住戸が10戸以上のものに限る。）</u>	<u>地階を除く</u> 階数が3以上の共同住宅、寮、寄宿舍及び長屋（以下「共同住宅等」という。）で、 <u>ワンルーム形式の住戸が10戸以上のもの。</u>

(2) ワンルームマンション等に適用される主な規定（下線部は新たに追加する規定）

	ワンルーム形式の住戸が 10 戸以上	ワンルーム形式の住戸が 10 戸未満
建築計画の周知等	・ 標識の設置 ・ 計画書等の提出 ・ 近隣居住者への説明	・ 標識の設置 ・ 計画書等の提出 ・ 近隣居住者への説明
建築に関する基準	・ 住戸の専用面積 25 m²以上の確保 ・ 自動車の停留空地の確保（敷地 100 m²未満のものを除く） ・ 自転車駐車場等の確保 ・ 廃棄物保管場所及び保管方法 ・ 騒音防止、近隣居住者のプライバシーへの配慮 ・ 管理人室の設置（総住戸 30 戸以上の場合） ・ <u>再配達削減のための措置(※1)</u>	・ 住戸の専用面積 25 m²以上の確保 ・ 自動車の停留空地の確保（敷地 100 m²未満のものを除く） ・ 自転車駐車場等の確保 ・ 廃棄物保管場所及び保管方法 ・ 騒音防止、近隣居住者のプライバシーへの配慮 ・ 対象外 ・ <u>再配達削減のための措置(※1)</u>
管理に関する基準	・ 緊急時の連絡先等の表示板の設置 ・ 管理規約の作成 ・ マンション管理人による管理方法、戸数に応じたマンション管理人の駐在 ・ <u>(※2)</u> ・ <u>マンション管理人用の郵便受けの設置</u>	・ 緊急時の連絡先等の表示板の設置 ・ 管理規約の作成 ・ マンション管理人による管理方法 ・ <u>マンション管理人用の郵便受けの設置</u>
コミュニティの推進	・ 町会・自治会等に関する案内書等の配布	・ 町会・自治会等に関する案内書等の配布
少子高齢社会への対応	・ 高齢者の入居への配慮 ・ 高齢者の利用に配慮した住戸の設置（※3） ・ 家族向け住戸の設置（※3）	・ 高齢者の入居への配慮 ・ 対象外 ・ 対象外

※1 宅配ボックスの設置又は置き配が可能な環境整備等を規則で定める予定です。

※2 住戸数 100 戸以上のワンルームマンション等は、マンション管理人による常駐管理をしなければならなかったところ、防犯カメラの設置など区長が認めた方法で管理を行う場合、週 5 日 日中 8 時間の駐在管理とすることができるよう、規則を改正する予定です。

※3 ワンルーム形式の住戸を 30 戸以上設ける場合

「新宿区ワンルームマンション等の建築及び管理に関する条例」及び「新宿区中高層建築物の建築に係る紛争の予防と調整に関する条例」の改正骨子(案)【概要版】

別紙 1 - 2

改正の趣旨

■現状・課題

- ワンルームマンション等の建築及び管理に関する条例(以下、ワンルームマンション条例)の対象は、地階を除く階数3以上で、ワンルーム形式の住戸を10戸以上有する共同住宅等としているが、近年、この対象とならないワンルームマンション等の建設が増加し、近隣住民から不安の声や相談が寄せられている。また、宅配ドライバーやマンション管理人の担い手不足等の社会問題に対応していくため、建築及び管理に関する基準を見直していく必要がある。
- 中高層建築物の建築に係る紛争の予防と調整に関する条例(以下、紛争予防条例)の対象は、地階を除く高さ10m以上の建築物を対象としているが、近年、条例の対象とならない地階を含む小規模なワンルームマンションの建設が増加している。これらの計画においては紛争予防条例に基づく建築計画の説明がない等、近隣住民からの相談が寄せられている。紛争の防止を図るため、条例の対象を見直していく必要がある。

■改正の目的

- ワンルームマンション条例は、条例対象の拡大により、建築計画の周知等を促し近隣とのトラブル防止を図るとともに、社会経済情勢の変化に対応して建築及び管理に関する基準を見直すことで、持続可能な住環境の形成を推進していく。
- 紛争予防条例は、条例対象の拡大により、地階を含む小規模なワンルームマンションの建築計画の相談、あっせん等を行っていくことで、紛争の防止を図り、良好な近隣関係を保持し生活環境の向上を推進していく。

ワンルーム条例の改正について

《条例の対象》

■現行

地階を除く階数が3以上の共同住宅、寮、寄宿舍及び長屋(以下「共同住宅等」という。)で、ワンルーム形式の住戸(注)が10戸以上のもの

■改正案

階数が3以上の共同住宅、寮、寄宿舍及び長屋で、次のいずれかに該当するもの

ア ワンルーム形式の住戸が10戸以上の共同住宅等

イ ワンルーム形式の住戸が総住戸の1/3以上(1未満の端数があるときは、これを切り上げた数)の共同住宅等(ただし、階数が3の共同住宅等は総住戸が10戸以上のものに限る。)

(注)ワンルーム形式の住戸:30㎡未満の住戸



【新たに対象となる建築物の例】

- 地下1階地上2階で、総住戸数10戸、うちワンルーム形式の住戸が4戸の共同住宅等
- 地上4階で、総住戸数が5戸、ワンルーム形式の住戸数が2戸の共同住宅等 など

紛争予防条例の改正について

■現行(中高層建築建築物の定義)

第一種低層住居専用地域

軒高7mを超える建築物又は地階を除く階数3以上の建築物

その他の地域

高さが10mを超える建築物又は地階を除く4階建て以上の建築物

■改正案(下記の通り、対象を拡大します)

現行の中高層建築物の定義を中高層建築物等とし、従来の中高層建築物に加え、ワンルーム条例に規定するワンルームマンション等をこの条例の対象に拡大する。

○ワンルーム条例に係る地階を含む階数3以上の建築物が対象となる。

《ワンルームマンション等に適用される主な規定》

赤字:主な改正箇所

	(1)ワンルーム形式の住戸が10戸以上	(2)ワンルーム形式の住戸が10戸未満
建築計画の周知等	● 標識の設置 ● 計画書等の提出 ● 近隣居住者への説明	● 標識の設置 ● 計画書等の提出 ● 近隣居住者への説明
建築に関する基準	● 住戸の専用面積25㎡以上の確保 ● 自動車の停留空地の確保(敷地100㎡未満のものを除く) ● 自転車駐車場の確保 ● 廃棄物保管場所及び保管方法 ● 騒音防止、近隣居住者のプライバシーへの配慮 ● 管理人室の設置(総住戸30戸以上の場合) ● 再配達の削減のための措置(※1)	● 住戸の専用面積25㎡以上の確保 ● 自動車の停留空地の確保(敷地100㎡未満のものを除く) ● 自転車駐車場の確保 ● 廃棄物保管場所及び保管方法 ● 騒音防止、近隣居住者のプライバシーへの配慮 ● 対象外 ● 再配達の削減のための措置(※1)
管理に関する基準	● 緊急時の連絡先等の表示板の設置 ● 管理規約の作成 ● マンション管理人による管理方法、戸数に応じたマンション管理人の駐在(※2) ● マンション管理人用郵便受けの設置	● 緊急時の連絡先等の表示板の設置 ● 管理規約の作成 ● マンション管理人による管理方法 ● マンション管理人用郵便受けの設置
コミュニティの推進	● 町会・自治会等に関する案内書等の配布	● 町会・自治会等に関する案内書等の配布
少子高齢化への対応	● 高齢者の入居への配慮 ● 高齢者利用に配慮した住戸の設置(ワンルーム30戸以上の場合) ● 家族向け住戸の設置(ワンルーム30戸以上の場合)	● 高齢者の入居への配慮 ● 対象外 ● 対象外

※1 宅配ボックスの設置や置き配が可能な環境整備等の措置を規則で定める予定

※2 住戸数100戸以上のワンルームマンション等は、マンション管理人による常駐管理をしなければならなかったところ、防犯カメラの設置など区長が認めた方法で管理を行う場合、週5日日中8時間の駐在管理とすることができるよう、規則を改正する予定

**新宿区ワンルームマンション等の建築及び管理に関する条例の改正に向けた
パブリック・コメント
～皆様のご意見をお聴かせください～**

令和7年3月に策定した新宿区マンション等まちづくり方針に基づき、近隣とのトラブル防止や良好な住環境の形成を図るため、条例の対象拡大及び社会経済情勢の変化に対応した基準の見直しを検討しています。条例の改正にあたり、下記のとおりパブリック・コメントを実施し、皆様から広くご意見を募集します。

なお、ご意見に対する区の考え方は、区ホームページにおいて後日公表します。

記

【募集期間】

令和7年9月15日(月・祝)から令和7年10月15日(水)まで(必着)

【意見を提出できる方】

- ①区内に住所のある方
- ②区内に事務所又は事業所がある方(法人、団体も含む)
- ③区内の事務所又は事業所に勤務する方
- ④区内の学校に在学する方
- ⑤その他条例に直接的な利害関係があると認められる方

【資料の閲覧及び配布場所】

◆住宅課(本庁舎7階)、区政情報課(本庁舎3階)、区政情報センター(本庁舎1階)、各特別出張所、各区立図書館

◆区ホームページでは、資料の掲載及び説明動画の配信を行っています。

<https://www.city.shinjuku.lg.jp/●●●>

二次元
コード

【意見の提出方法】

意見用紙に必要事項を記入の上、郵送、ファックス、窓口持参(平日8時30分から17時15分まで)により、ご提出ください。区ホームページの意見フォームからのご意見をお寄せいただけます。

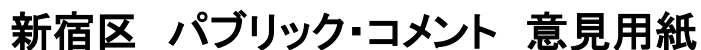
※意見を提出する際は必ず、住所、氏名をご記入ください。なお、ご意見に対する区の考え方を公表する際には、氏名など個人が特定できる情報は公開いたしません。

【提出先】

新宿区都市計画部住宅課居住支援係

〒160-8484 新宿区歌舞伎町一丁目4番1号 新宿区役所7階

電話:03(5273)3567 FAX:03(3204)2386



受付期間	令和7年9月15日(月・祝)から令和7年10月15日(水)まで(必着)
受付方法	この意見用紙にご意見をお書きいただき、氏名・住所を記入してください。新宿区に在勤・在学の方は、勤務先・学校名を記入し、また、在住・在勤・在学以外の方は、本案件に対する利害関係についても記入のうえ、下記の提出先へ郵送・FAXまたは直接窓口にお持ちください。本案件の閲覧場所においても取次ぎします。また、この用紙以外でも上記の記入事項を満たしていればお受けします。新宿区のホームページからもお受けします。

[illegible]

※ お書きいただいた氏名等の個人情報、公表いたしません。また、意見公募(本案件)以外の目的には使用いたしません。

お問合せ・郵送・直接提出	ファックス(FAX)	新宿区ホームページ
〒160-8484 新宿区歌舞伎町1-4-1 新宿区 都市計画部 住宅課 居住支援係 (新宿区役所 本庁舎 7階) 03-3209-1111(代表) 03-5273-3567(直通)	03-3204-2386	https://www.city.shinjuku.lg.jp/